

【ポスター発表】

当事者の視点から見る相談支援事業の役割と体制の研究

○ 社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団 平吹威一郎 (010540)

キーワード：障害者相談支援事業 基本相談支援 エンパワメント

1. 研究目的

我が国における障害者相談支援事業（以下、相談支援事業）や制度は、幾度の改定により複雑さが指摘されている。また、平成24年4月施行の改正障害者総合支援法によりサービス支給決定プロセスが変更となり相談支援の質より量が求められ、対応するため短期間に多くの相談支援従事者が養成された。このような経緯から、国は新しい法定研修の導入や地域で中核となる基幹相談支援センター設置の努力義務化など、相談支援の量から質の向上を目指した展開が図られている。一方、障害当事者（以下、当事者）に対する相談支援事業に関する調査などは十分におこなわれていない状況が確認できている。そこで、本研究では相談支援事業を利用する当事者を対象にした調査を実施し、相談支援の満足度について明らかにすることを目的とした。その際、主観的QOL評価と相談支援に対する評価との関連性を研究視点とし、評価した当事者の生活する地域の相談支援体制の機能や特徴を考察することで、当事者が評価する相談支援事業の役割や体制に関する指標を示し、障害者相談支援における体制整備に寄与することも目的とした。

2. 研究の視点および方法

相談支援事業の役割として、当事者に対し相談支援専門員は直接相談支援を提供しており、当事者の満足度や主観的QOL評価に影響を与えることが考えられる。また、それぞれの当事者が生活する地域により異なる相談窓口など相談支援事業の体制に対する満足度にも着目する。相談支援の質は地域における相談支援専門員が利用できる実地教育の違いにより異なる可能性もあり、当事者の満足度や主観的QOL評価に対する間接的な影響が考えられる。そのため、当事者4名へのインタビュー調査を実施し、アンケート調査に関する基礎データとして整理し調査票を作成した。アンケート調査は相談支援体制の異なる5つの地域から200名に対して実施した。また、調査対象A県の県委託事業により実施された相談支援体制調査結果報告書の使用承諾を得てデータ参照し、本研究によるアンケート調査のデータと突合し当事者が評価する相談支援事業の役割と体制を考察した。本研究は全てA県の当事者（児童を除く）、相談支援専門員を対象としており、相談支援事業とは基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業及び指定一般相談支援事業の5事業と定義した。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査にあたり、協力者に説明書を提示し説明後に書面にて調査協力への同意を得た。また、アンケート調査においては説明書を提示し説明後に調査票を配布。アンケート調査票の問1において同意確認をおこなった。いずれの調査においても、収集したデータ及び分析結果には細心の注意を払い個人情報の匿名化を徹底し研究室で保管した。

調査実施に際しては、福井県立大学人を対象とする研究等における人権擁護・倫理委員会より承認を得て調査研究を実施した。また、本研究にて発表者が開示するCOI等はない。

4. 研究結果

A県5市の市町村障害者相談支援事業所より紹介を受けた200名のアンケート調査対象者より150件(75%)の有効回答をサンプル採用した。分析方法はスピアマンの順位相関係数と有意性の検定では複数の分析項目において1%水準又は5%水準での相関関係を確認することができ、クロス集計によるPearsonのカイ二乗検定においても複数の分析項目において5%水準以下の有意確率や10%水準で有意傾向を確認した。この分析結果からは本研究が設定した、相談支援事業の体制に関する仮説である「相談支援体制が整備されている地域の当事者は、相談支援に対する評価と主観的QOLの評価が肯定的に高くなる」および、相談支援事業の役割に関する仮説である「相談支援専門員の態度や姿勢に対する評価が高いほど、利用する当事者の主観的QOL評価が肯定的に高くなる」について仮説の検証結果を得ることができた。また、相談支援専門員の態度や姿勢に対する評価項目を因子解析した結果、「相談員の姿勢に対する評価因子」「当事者の主体性に関する因子」を抽出した。それぞれの因子を2つの高低点群に分割し、独立性や関連性を確認したところ有意確率は1%水準以下で有意な関係性を示す結果を得ることができた。

5. 考察

研究結果で得た結果から「相談員の姿勢を高く評価している当事者は、主体的に相談員と一緒に未来志向で考えようとしている」ことが確認された。この変容過程においては、エンパワメントが促される過程や主観的QOL評価と共通する当事者の主体的な相談への変容、リカバリーに対する効果について確認することができた。この因子を相談支援事業で共通する「基本相談支援」の側面から考察し、「相談初期段階の基本相談支援」から「信頼関係が醸成された基本相談支援」への過程を確認することができた。相談支援事業の体制の考察では、当事者の評価が高く主観的幸福度の効果が認められる指標として「当事者が評価した相談支援体制の6つの機能」を示し、相談支援事業の役割の考察では、エンパワメントの視点に着目した指標として「相談支援における6つの基本的な態度と姿勢」を示した。総合考察として、ここまでの考察により示した指標を集約した「当事者が評価した相談支援の役割と体制の関連図」において、当事者のみならず支援者にも波及しお互いにエンパワメントされる関係性を示し、相談支援事業における役割と体制を明らかにした。